

平成23年度

静岡市子育て世帯住宅取得資金 利子補給制度

安心して子どもを育てられるよう、子育て世帯を応援していきます



制度について

子育て世帯の持家の取得に対する経済的負担の軽減と市内への定住の促進をするため、市内において住宅を建築し、又は購入するために、借入れる資金に対して、予算の範囲内において利子補給を行うものです。



静岡市都市局建築部住宅政策課

申込資格（次のいずれにも該当する方）

- （1）自ら居住するため、市内において住宅を建築する方又はマンション・建売住宅・中古住宅を購入する方のうち、**平成 22 年 4 月 1 日以降**に住宅の取得にかかる契約を締結した方。
- （2）その世帯に存するいずれの方も住宅を所有していない世帯であって、**新たに市内において住宅を取得**される方。（建替え・買い替えは対象外）
- （3）住宅を取得する方と親子関係にある、**小学生以下の子どもがいる世帯**の方。
- （4）世帯所得合計金額が、1,200 万円以下の方。
- （5）同一世帯のいずれの方も、他の静岡市事業（静岡市個人住宅建設資金融資あっせん及び利子補給要綱に基づく事業又は清水市住宅建築資金利子補給要綱に基づく事業）の利子補給金の対象として受けていない方。

対象となる融資（次のいずれにも該当する方）

- （1）融資期間 20 年以上の融資であること。
- （2）融資利率が年利 1.0%を超える融資であること。
- （3）長期優良住宅の普及に関する法律に基づき、**長期優良住宅の認定を受けた住宅**、又は**独立法人住宅金融支援機構が定める技術基準を満たす住宅（要証明書）**を取得するための融資であること。
- （4）床面積（区分所有の場合は、専有面積）が、40 m²以上 280 m²以下の住宅の融資であること。
- （5）建築基準法に規定する検査済証の交付を受けている住宅の融資であること。
- （6）中古住宅にあっては、昭和 58 年 4 月 1 日以降に完成した住宅の融資であること。
- （7）土地（敷地）の取得にかかる融資にあっては、建物の建築又は購入に係る融資と同時に実行されるものであること。

利子補給金の額及び利子補給期間

- （1）当該年度あたりの利子補給金の額は、各月の対象元金残高（各月の返済後の償還元金残高（2,000 万円を超える場合は、2,000 万円として計算します。）に 0.3%以内（融資利率より 1 を減じた率で最大 0.3%）を乗じて得た額（円未満切捨）を 12 で除した金額の合計額（千円未満切捨）とします。
- （2）利子補給期間は、申請月以降で対象となる融資に対する**償還(返済)が開始された月から 60 ヶ月以内**とします。

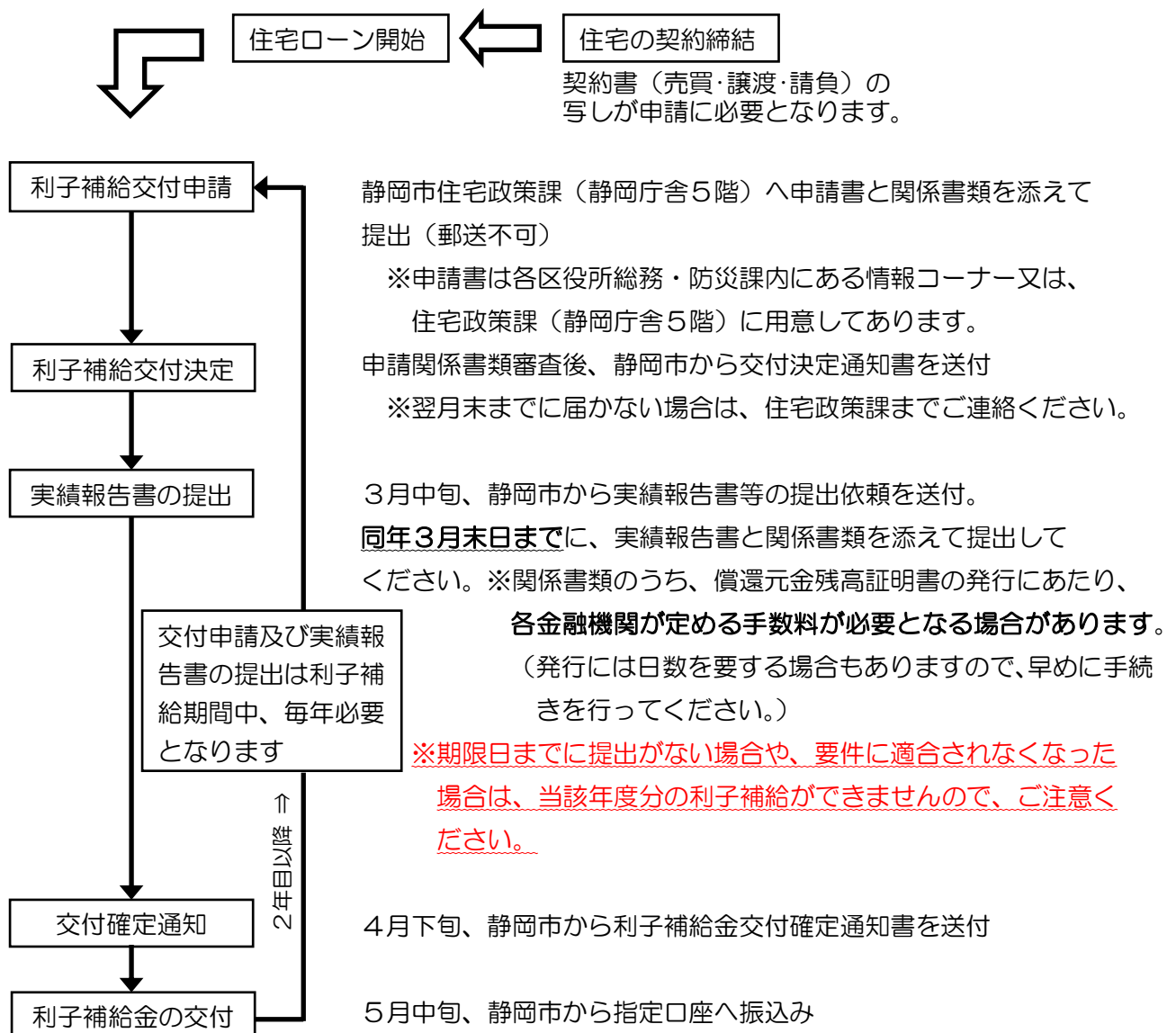
※次にあげる事項に該当する期間は利子補給を行いません

- ①債務の全部又は一部が消滅した後の期間
- ②償還条件を変更した後の期間
- ③償還を行わなかった期間
- ④平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月までの償還（ローン返済）期間

申請に必要な書類

- (1) 子育て世帯住宅取得資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) 利子補給額計算書（様式第6号）
- (3) 世帯全員の記載された住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (4) 世帯全員の住民税課税証明書（直近の住民税課税証明書）
- (5) 住宅取得にかかる契約書の写し
- (6) 建築基準法に規定する検査済証の写し
- (7) 中古住宅にあっては建築基準法に規定する確認済証の写し
- (8) 金融機関の発行する償還予定表の写し
- (9) 振込口座登録申請書（債権者登録申請書）
- (10) その他市長が必要があると認める書類（長期優良認定通知書等）

申請から利子補給を受けるまで



申請にあたってのご注意

- (1) 虚偽、不正な手段により利子補給を受けようとし、または受けたことが明らかになったときは、申請を取消し、すでに交付した利子補給金を返還していただきます。
- (2) 実績報告書提出における関係書類のうち、償還元金残高証明書について、融資利用金融機関が定める発行手数料が必要な場合は、申請者の負担となりますのでご承知おきください。
(詳しくは、利用される金融機関へお問い合わせください。)
- (3) 申込受付後、利子補給の要件に適合されなくなった場合や、必要書類が期限日までに提出のない場合は、利子補給ができませんのでご承知おきください。
- (4) 申込受付後、申請書記載内容に変更が生じたとき、または融資借入金の繰上返上（一部繰上を含む）を行ったときや利子補給対象住宅に申請者及び子どもが居住しなくなったとき（住民票の異動等）は、すみやかに住宅政策課まで報告してください。報告が無かったり、遅れた場合は、交付した利子補給金を返還していただくことがあります。

申請手続き・ご相談は

静岡市役所 都市局建築部 住宅政策課

住 所：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎5階

電 話：054-221-1590

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は閉庁）

静岡市ホームページ：<http://www.city.shizuoka.jp/>



※上記ホームページより、申請用紙、パンフレットがダウンロードできます。

※駿河区役所・清水区役所の総務・防災課内、情報コーナーにも、申請用紙・パンフレットを用意してあります。

※申請書類には住民票等お金の掛るものが含まれます。

利子補給の対象であるか、申請書類をそろえる前に必ずお問い合わせください。